

高 負 荷 率 電 灯

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

平成 30 年 4 月 1 日 実施

本 則

1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の高負荷率電灯（以下「この料金表」といいます。）は、季節別に設定された料金によって、より電力需要の少ない季節への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高負荷率電灯といたします。

3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

6 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

7 季節区分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月 1 日から翌年の 6 月30日までの期間をいいます。

8 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，要綱別表 2

(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	16,632円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,620円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	17円08銭	15円57銭

9 そ の 他

(1) 当社は、要綱20 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、要綱19 (料金の算定) (1)ロに準じて日割計算をする場合は、計量値を確認するときを除き、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分

してえた値により算定いたします。

(2) その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成30年4月1日から実施いたします。

2 契約主開閉器および契約容量についての特別措置

電気供給約款（平成27年12月1日届出。なお、電気供給約款が変更となった場合には、変更後の電気供給約款によります。）16（従量電灯）(3)ニ(イ)または要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)イによって契約容量が定められているお客さま等がこの料金表の適用を希望される場合で、かつ、この特別措置の適用を希望されるときに契約主開閉器および契約容量は、当分の間、次によります。

(1) 契約主開閉器

本則5（契約主開閉器）にかかわらず、契約主開閉器の設置は、原則として不要といたします。

(2) 契約容量

本則6（契約容量）にかかわらず、要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)イによって定めます。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この料金表の実施にともなう日割計算は行ないません。